空調、ボイラ、冷蔵庫などの更新を検討されている中小企業等の皆様へ

締切間近

豊田市省エネ設備導入支援補助金

豊田市内で事業活動を営む中小企業等が、市内の事業所に設置された既存設備をエネルギー消費効率の優れた指定ユーティリティ設備等に更新する際にその費用の一部を補助します。

交付申請受付期限
令和5年12月28日（木）

対象設備

・国が指定する団体が型番を公表している設備
①高効率空調、②業務用給湯器、③高性能ボイラ、④高効率コージェネレーション、⑤変圧器、⑥冷凍冷蔵設備、⑦産業用モータ（コンプレッサ）、⑧産業ヒートポンプ
・家庭用省エネ設備（多段階評価点2.0以上）
①エアコン、②電気冷蔵庫
・LED照明器具

エアコン、冷蔵庫、LED照明器具の更新で活用できます。

対象者

豊田市内に事業所を有する事業者であって、補助金交付要綱に記載された要件を全て満たす者

・中小企業、個人事業主、又はその他法人
・交付申請時点から遡って1年以上市内で事業を営んでいること
・暴力団等と密接な関係を有しないこと
・市税の滞納又は未申告がないこと　など

対象事業

豊田市内の事業所に設置された既存設備を補助対象設備に**更新**する事業であって、補助金交付要綱に記載された要件を全て満たすもの

・補助対象設備の導入される場所が、市内の事業所内であること
・国又は地方公共団体等から同一設備に対する補助金等の交付を受けている事業でないこと
・既存の事業所において新たな設備の追加を目的とした事業でないこと　など

対象経費

・補助対象経費は、補助対象事業に要する経費のうち、補助対象設備の**本体価格**に限る。
・消費税及び地方消費税は補助対象経費としない。

補助金額

・補助対象経費の**３分の１**
※令和5年4月1日以降の交付申請から適用
(上限)**500万円**
・予算の範囲内で交付

申請から交付までの基本的な流れ

事業者	市
①交付申請 ・交付申請受付期限 **令和5年12月28日**	→ ②審査 ・1～2か月の審査期間想定
④事業着手・完了 ・③の交付決定日の翌日以降に事業着手(契約)すること ・**令和6年3月31日まで**に補助事業と補助事業に係る全ての支払が完了すること	← ③交付決定
⑤実績報告 ・④の事業完了日から30日以内又は補助事業が完了した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに	→ ⑥審査 ・1～2か月の審査期間想定
	← ⑦補助額確定
⑧請求 ・⑦の通知後速やかに	→
	← ⑨支払

●**申請に当たっては、補助金交付要綱、手続要領等を御確認ください。**

https://www.city.toyota.aichi.jp/jigyousha/kigyoyuchi/1051086.html

第4版　令和５年9月11日作成

【問合せ先】　豊田市役所　産業部　（〒471-8501　豊田市西町3丁目60番地　豊田市役所西庁舎７階）
«卸売業・小売業・サービス業の方»　商業観光課　☎ 0565-34-6642　✉ shoukan@city.toyota.aichi.jp
«製造業・その他業種の方»　産業労働課　☎ 0565-34-6641　✉ kigyo-yuchi@city.toyota.aichi.jp